

平成21年10月28日

大阪市長 平松 邦夫 様
(担当：環境局)

大阪市公正職務審査委員会
委員長 辻 公雄

公益通報（第19-01-139号）に関する関係局の対応について

標題について、本委員会が実施した平成19年12月8日付け勧告及び平成21年2月10日付け再勧告に対して貴職が次のような措置をとられたことが確認できたので、本件公益通報についての処理を終了します。

市民が健康で快適な生活を営むために、環境保全、創造に関する事業を担う環境局の役割は重大です。個々の職員が仕事に対する誇りや自信を持ち、働きがいを感じられる職場となるよう努めてください。

また、施設管理の取組及びサービス指導については、引き続き実施し、職員一人ひとりに公正な職務執行についての意識をさらに浸透させるよう、念のため申し添えます。

記

1 確認内容

環境局は、次のような改善措置、再発防止措置等を行った。

(1) 施設管理の適正化について

① 職場巡回の徹底

平成21年2月13日に緊急内部統制連絡会議を開催し、課長級職員のほか技能統括主任も施設の巡回（施設内全域、1回/日以上）を行うように業務命令として指示した。

巡回記録は一定期間ごとに本局の総務担当（内部統制総括員）に提出させ、事業所で日常的な点検が行われていることを局として確認することとした。

② 内部監察チームによる立入り

再勧告以降、平成20年度に本市直営事業に切り替わった施設を対象を含め、全事業所に立入調査を行い、是正状況を確認した。

なお、これまで事業所関連担当課を中心とする8班24名体制であった内部監察チームを、今年度から11班44名体制に再編強化した。

この間、事業所での日常的な点検や内部監察チームの立入調査により、私的な利用が常態化している部屋や待機小屋等の存在はなくなっていることに加え、監察内容をきめ細かくしていくことで、さらに私物の排除が進み、現時点では、社会通念上許容される

ものを除き職員の私物は撤去され、適正な施設管理を行えているが、職員の意識については徹底して改めていく必要があり、今後も内部監察チームによる抜き打ちでの立入調査を継続していくこととしている。

(2) 服務指導の徹底について

① 職場内での指導

平成 21 年 2 月 13 日の緊急内部統制連絡会議で「待機時間中の食事、横臥しての仮眠」が認められないことを改めて周知し、現認した場合即時に注意を与えるよう指示した。

② 違反者への警告の実施

「待機時間中の食事、横臥しての仮眠」などを行った者への対応策を本局で取り決め、平成 21 年 10 月から実施しており、度重なる違反者には市長措置（文書訓告・昇給が 1 号給減）以上の厳しい対応をすることとしている。

(3) 局長による職場巡視等について

① 局長による抜き打ち立入調査

課長級職員のほか技能統括主任による日々の施設内巡回、内部監察チームによる立入調査を実施しているほか、環境局長による抜き打ちでの立入検査も再勧告以降 4 回実施している。

② 環境事業センターでの意見交換会

コンプライアンスの励行・徹底とガバナンス強化のため、事業部長・担当課長と各センターの管理者層との意見交換会を平成 21 年 8 月に実施した。

また、環境局は、平成 19 年 12 月 8 日の勧告において、「理解しがたい」として指摘を受けた「本来、公共の用に供するために設置されている事業施設の一部が、事実上私物化されているという現状を認識しながら、環境局として具体的な改善措置が取られなかったこと」について、当時、西部環境事業センターにおいて全体集会を開催するなどし、職員の自主的な対応に任せていたものであるが、その周知徹底が不十分で、事後のチェックも不十分であったものであり、この件に関して深く反省しているとともに、現在では、環境局総体としての取組を強化し、職員への指導やチェックの徹底など組織として断固たる姿勢で臨んでおり、公正な職務執行について、職員一人ひとりに意識が浸透するよう引き続き取り組みを進めていきたいとしている。

(参考) 勧告の内容

1 平成 19 年 12 月 8 日付け勧告

- ① 西部環境事業センターについて、会議室が施設本来の目的用途に使われていないという不適正な状態を速やかに是正することを勧告する。あわせて、このような理解しがたい事態（本来、公共の用に供するために設置されている事業施設の一部が、事実上私物化されているという現状を認識しながら、具体的な改善措置を取ろうとしない環境局の管理体制）に陥った原因及び経過について詳細に報告するとともに、今後の対応

策についても早急に策定及び実施し、改善状況について報告するよう求めるものである。

- ② 環境局全 11 センターについて、作業終了後の待機時間中の食事や横臥しての仮眠などの規律違反についても休憩時間の厳守等の施設全般にわたる服務指導を徹底するよう勧告する。あわせて、今後の対応策についても早急に策定及び実施し、改善状況について報告するよう求めるものである。

2 平成 21 年 2 月 10 日付け再勧告

- ① 環境局が所管する全ての事業所から、職員の私物を、社会通念上許容されるものを除いては完全に撤去し、施設の管理を適正に行われたい。
 - ② 作業終了後の待機時間中の食事や横臥しての仮眠などの規律違反についても、服務指導を再度徹底されたい。
 - ③ 今後この様なことが繰り返されぬよう、内部統制責任者である環境局長は、適宜立ち入り調査を行うなど、所属職員の服務規律の確保に努めるとともに、事業所内の状況を的確に把握した上で、施設管理権を適正に行使するよう強く求める。
- ※ 平成 19 年 12 月 8 日の勧告において、「このような理解しがたい事態に陥った原因及び経過について詳細に報告する」ように求めたところであるが、この部分に関し、環境局から提出された平成 20 年 11 月 18 日付の報告では、その内容が甚だ不十分であるといわざるを得ない。今回の件も含め、早急に報告されたい。